

(譲渡の承認)
第二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による譲渡の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。
 一 三 (略)
 四 前条第三項の場合には、譲渡価額は、
 五 (略)

(受領書の提出)
第三条 厚生労働大臣は、法第六十四条の規定により医薬品等を譲渡したときは、当該医薬品等の譲渡を受けた者から、次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、厚生労働大臣が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。
 一 譲渡医薬品等の品名及び数量
 二 譲渡条件に従う旨

第四条 (略)
第六条 (略)

(貸付の承認)
第七条 厚生労働大臣は、第四条の規定による貸付けの申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。
 一 八 (略)

(借受書の提出)
第八条 厚生労働大臣は、法第六十四条の規定により医薬品等を貸し付けたときは、当該医薬品等の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。
 一 貸付医薬品等の品名及び数量
 二 貸付期間
 三 返納期日及び返納場所
 四 貸付条件に従う旨

第九条 (略)

(譲渡の承認)
第二条 厚生労働大臣は、前条の規定による譲渡の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。
 一 三 (略)
 四 時価よりも低い対価で譲渡する場合には、譲渡価額は、
 五 (略)

(新設)
第三条 (略)
第五条 (略)

第六条 (略)
第八条 (略)

(新設)
第七条 (略)

第九 (略)

附 則
 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第四号)の施行の日(令和二年三月十四日)から適用する。

告 示

○文部科学省告示第四号
 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第五十七条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。
 令和三年二月四日
 文部科学大臣 萩生田光一

名 称	構造形式及び大きさ	所 在 地
大嶽山興福寺書院及び庫裏	木造平屋建一部二階建、銅板及び鉄板葺、建築面積三二二平方メートル	宮城県登米市南方町本郷大嶽一八
旧菅野屋勘兵衛(廻船問屋)菅勘資料館(主屋)	木造平屋建、鉄板葺、建築面積一一〇平方メートル	宮城県登米市登米町登米字寺池中町二四一一
旧菅野屋勘兵衛(廻船問屋)菅勘資料館(文庫蔵)	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二九平方メートル	宮城県登米市登米町登米字寺池中町二四一一
旧菅野屋勘兵衛(廻船問屋)菅勘資料館(穀蔵)	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積四一平方メートル	宮城県登米市登米町登米字寺池中町二四一一
旧山田本店(ヤマカノ醸造)商蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積七六平方メートル	宮城県登米市登米町登米字寺池九日町一
旧山田本店(ヤマカノ醸造)文庫蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二〇平方メートル	宮城県登米市登米町登米字寺池九日町一
旧山田本店(ヤマカノ醸造)北蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四八平方メートル	宮城県登米市登米町登米字寺池九日町一
旧山田本店(ヤマカノ醸造)南蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二五平方メートル	宮城県登米市登米町登米字寺池九日町一
旧山田本店(ヤマカノ醸造)旧仕込み蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積一八六平方メートル	宮城県登米市登米町登米字寺池九日町一
旧山田本店(ヤマカノ醸造)表門	木造、瓦葺、間口二・三メートル	宮城県登米市登米町登米字寺池九日町一
旧山田本店(角田屋)座敷蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積六三平方メートル	宮城県登米市登米町登米字寺池三日町三四一
旧佐忠商店(富谷宿)店舗及び主屋	土蔵造二階及び木造平屋建、瓦葺及び銅板葺、建築面積一四一平方メートル	宮城県富谷市富谷新町三五
旧佐忠商店(富谷宿)門	木造、瓦葺、間口三・九メートル	宮城県富谷市富谷新町三五
季子家住宅主屋	木造二階建、茅葺(鉄板葺)、建築面積一九一平方メートル	秋田県横手市増田町吉野字村ノ後五八